

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本プロレスリング連盟と称し、英語では、United Japan Pro-Wrestling Association と表示する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都中野区に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、日本におけるプロレスリングの水準、認知度及び社会的信用の向上並びにプロレスリング文化の普及を図ることにより、豊かなスポーツ及びエンターテインメント文化の振興に寄与し、ひいては日本文化の繁栄及び国際親善に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) プロレスリングを通じたスポーツ及びエンターテインメントの振興及び支援
- (2) プロレスリング文化の普及及び社会的信用の向上に関する事業
- (3) プロレスリングに関する諸規約の制定
- (4) 会員相互間におけるガバナンスの強化に関する事業
- (5) プロレスリングの選手、レフェリー、トレーナーその他の関係者に対するコンプライアンス等の研修及び指導並びにこれらの者のための厚生事業及びセカンドキャリアの支援
- (6) プロレスリングの国際的な交流に関するイベント等の企画及び運営
- (7) プロレスリング事業及びプロレスリングの技術に関する研究
- (8) その他当法人の目的を達成するために必要な事業
- (9) 前各号に附帯関連する事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 当法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した以下の団体。なお、各会員の資格要件については、会員規約で別途定めるところによる。

①A会員

②B会員

③C会員

④D会員

(2) 賛助会員 当法人の目的に賛同してその事業を賛助するために入会した個人又は団体

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

(会員資格の取得)

第6条 当法人の正会員又は賛助会員になろうとする者は、別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認があったときに当法人の正会員又は賛助会員となる。

(経費の負担)

第7条 正会員及び賛助会員は、当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、別途定める会員規約に基づき入会金及び会費を支払わなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、退会しようとする日の3か月前までに、退会届出書を提出することにより、任意に退会することができる。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由があるときは、会員はいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって、当該会員を除名することができる。

(1) この定款又はその他の規則に違反したとき。

(2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) 会員である団体の株主、社員等が50%を超えて変動したとき。

(4) その他の除名すべき正当な理由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。

- (2) 総正会員が同意したとき。
 - (3) 会員である個人が死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。
 - (4) 会員である団体が解散したとき。
 - (5) 会員である団体が破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てを受け、又は自ら申立てを行ったとき。
 - (6) 会員である団体が会社分割、事業譲渡又は合併の決議をして、プロセッシングに関する事業を自ら行わなくなり又は第三者に行わせるようになったとき。
- 2 会員がその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
- 3 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 合併及び事業の全部譲渡
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度の終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 社員総会を招集するには、代表理事は、社員総会の日前の1週間前までに、正会員に対して、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、その通知を発しなければならない。
- 4 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故あるときは、あらかじめ理事会で定めた順序により他の理事が招集する。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故あるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、以下のとおりとする。

- (1) 正会員のうちA会員1名につき4個
- (2) 正会員のうちB会員1名につき3個
- (3) 正会員のうちC会員1名につき2個
- (4) 正会員のうちD会員1名につき1個

(決議)

第17条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) 合併及び事業の全部譲渡
 - (6) その他法令又はこの定款で定められた事項

(社員総会の決議の省略)

第18条 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示

をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(社員総会への報告の省略)

第19条 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した業務執行理事（次条第3項に定義する理事をいう。）がこれに署名又は記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第21条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 1名以上
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち5名以内を一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。）の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

- 3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の任期の満了する時までとする。
- 4 補欠により選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 5 理事又は監事は、第21条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、社員総会の決議により別に定める支給の基準に従い、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(取引の制限)

第28条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項各号の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(役員等の責任の一部免除又は限定)

- 第29条 当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
- 2 当法人は、非業務執行理事等との間で、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金1万円以上で当法人があらかじめ定めた額と法令に定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第6章 理事会

(構成)

- 第30条 当法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
- (1) 当法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
 - (4) 規則の制定、変更及び廃止
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他一般社団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備
 - (6) 第29条第1項の責任の免除

(招集)

第32条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順序により他の理事が招集する。
- 3 理事会を招集しようとするときは、代表理事は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対し、理事会の目的である事項並びに日時及び場所、その他必要な事項を記載した書面又は電磁的方法により通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれに当たる。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順序により他の理事がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、D会員の入会承認に関する決議については、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- 3 前二項の規定にかかわらず、A会員、B会員及びC会員の入会承認に関する決議については、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その理事全員の同意をもって行わなければならない。
- 4 前三項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事がこれに署名又は記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第36条 当法人の事業年度は、毎年12月1日から翌年11月30日までの年1期とする。

(事業報告及び決算)

第37条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不分配)

第38条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(基金)

第39条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。
- 3 基金の返還手続については、一般法人法第236条の規定に従い、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第10章 附 則

(最初の事業年度)

第44条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和7年11月30日までとする。

(設立時役員)

第45条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	菅林 直樹
設立時理事	棚橋 弘至
設立時理事	松本 仁司
設立時理事	木谷 高明
設立時理事	岡本 保朗
設立時理事	高木 規
設立時理事	武田 有弘
設立時理事	岡田 太郎
設立時理事	長岡 征斗
設立時理事	福田 剛紀
設立時理事	斎藤 了
設立時理事	登坂 栄児
設立時理事	三島 通義
設立時理事	椎葉 亮司
設立時代表理事	高木 規
設立時監事	山田 真哉

(設立時社員の名称及び住所)

第46条 当法人の設立時社員の名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 (A会員)	東京都世田谷区野毛一丁目3番22号 新日本プロレスリング株式会社
設立時社員 (B会員)	東京都新宿区新宿二丁目1番2号 株式会社 CyberFight

設立時社員（C会員） 東京都中野区中央一丁目38番1号
株式会社スターダム

設立時社員（D会員） 東京都文京区湯島三丁目14番9号
オールジャパン・プロレスリング株式会社

設立時社員（D会員） 神戸市須磨区白川字不計7番地
DRAGONGATE 株式会社

設立時社員（D会員） 横浜市都筑区池辺町4364アムフルス302
有限会社四ッ葉工芸

設立時社員（D会員） 福岡市東区多の津五丁目20番1号
NPO 法人九州プロレス

設立時社員（D会員） 東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目10番5号
株式会社ガンプロエンターテインメント

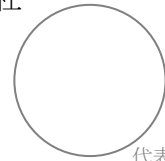
（法令の準拠）

第47条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人日本プロレスリング連盟設立のため、この定款を作成し、設立時社員が記名押印する。

令和6年 月 日

設立時社員 東京都世田谷区野毛一丁目3番22号
新日本プロレスリング株式会社
代表取締役 棚橋 弘至

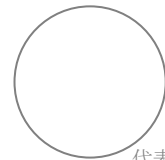


代表印



代表印

設立時社員 東京都新宿区新宿二丁目1番2号
株式会社 CyberFight
代表取締役 岡本 保朗

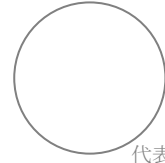


代表印

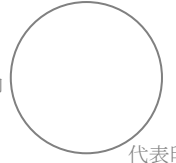


代表印

設立時社員 東京都中野区中央一丁目38番1号
株式会社スターダム
代表取締役 岡田 太郎



代表印



代表印

設立時社員 東京都文京区湯島三丁目14番9号
オールジャパン・プロレスリング株式会社
代表取締役 福田 剛紀

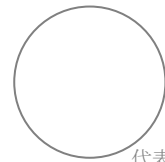


代表印

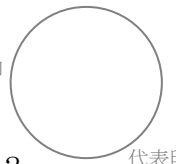


代表印

設立時社員 神戸市須磨区白川字不計7番地
DRAGONGATE 株式会社
代表取締役 木戸 亨

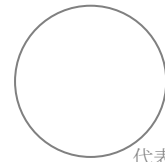


代表印

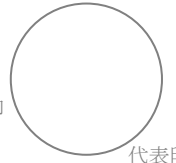


代表印

設立時社員 横浜市都筑区池辺町4364アムフルス302
有限会社四ッ葉工芸
取締役 登坂 栄児

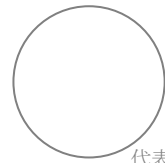


代表印

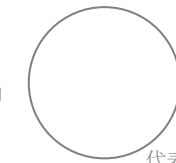


代表印

設立時社員 福岡市東区多の津五丁目20番1号
NPO 法人九州プロレス
理事 椎葉 亮司

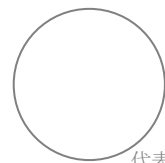


代表印

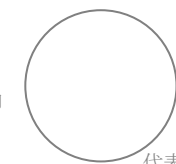


代表印

設立時社員 東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目10番5号
株式会社ガンプロエンターテインメント
代表取締役 三島 通義



代表印



代表印